

★

建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第五号）（建設産業課）

一 改正の要旨

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、規則の適用除外とする工事の基準額を改めるなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和八年四月一日